

報告事項 3

損害賠償の額の決定及び和解について

このことについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分しましたので、別紙資料に基づき報告します。

令和6年5月15日

財 務 施 設 課

專 決 第 号

損害賠償の額の決定及び和解について

施設の設置又は管理の瑕疵に起因して発生した事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をした。

事			故	損害賠償の額
発生年月日	場 所	概 要	相 手 方 の 住 所 氏 名	
令和5. 8. 24	県立刈谷東高等学校	相手方が、愛知県立刈谷東高等学校の敷地内に乗用車を駐車していたところ、同校教室棟の底から落下し、地面で破碎、散乱したコンクリート片に当たり、車両前部等を破損した。		106,300

令和6年3月29日専決

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章

※ 個人情報保護の観点から、Web ページ上では所有者本人の情報を非公開とする。